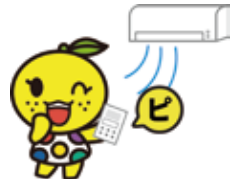


熱中症予防のポイント

1 エアコンや扇風機の活用



涼しい服装を心掛け、室内の温度・湿度を調節しましょう。

2 暑くなる日は要注意



暑い日や暑い時間帯は無理をせず、急に暑くなった日は特に注意しましょう。

3 水分はこまめに補給



のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。

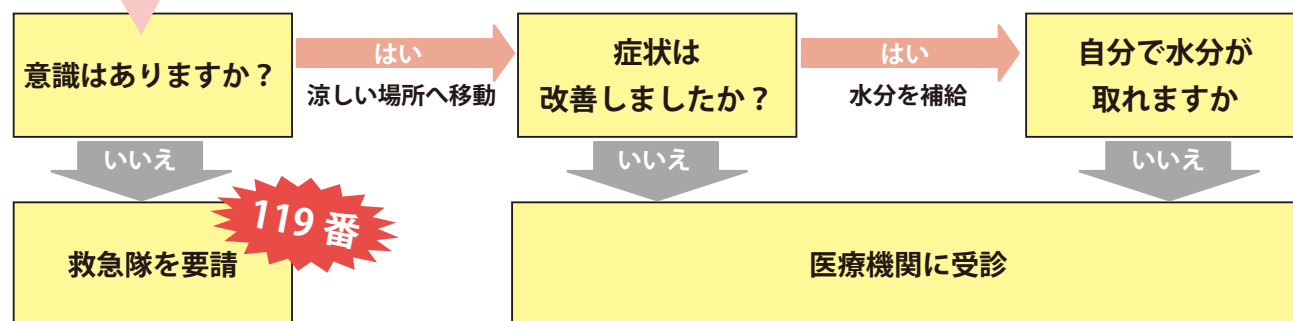
4 周りの人にも声かけを



熱中症になりやすい高齢者、子どもへの目配り、声かけをお願いします。

※能美市消防本部では、熱中症発生の危険を伴う気温の上昇が予測される場合、防災行政無線による市内放送を実施しています。防災行政無線が放送された日は、特に注意してください。

熱中症かな？と思ったら



有料広告

有料広告

有料広告

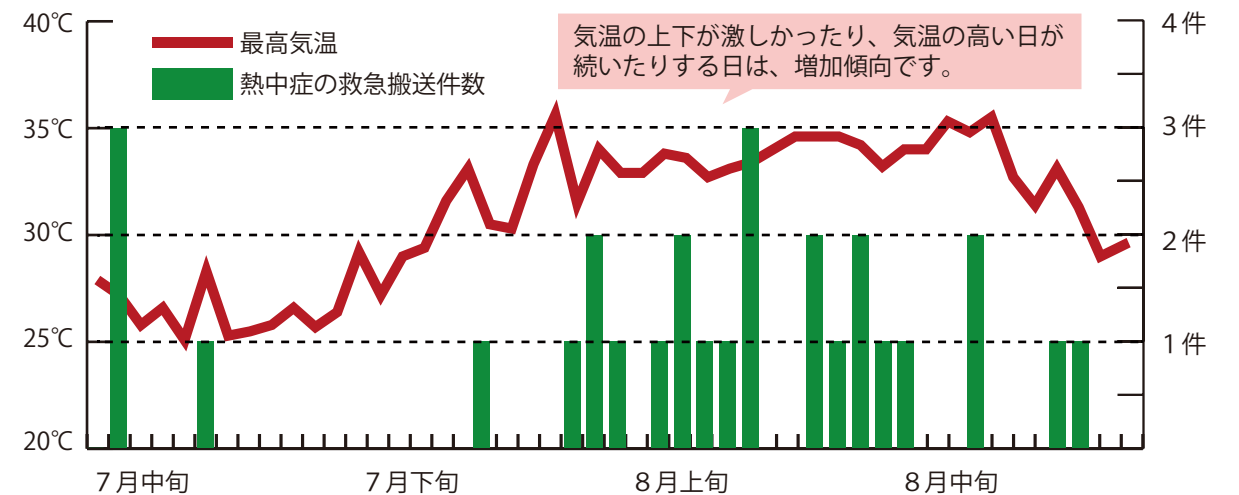


今年も暑い夏がやってきます

熱中症にご注意ください

問 / 消防本部警防課 ☎ 58-5119 FAX 58-6299

市内の熱中症搬送件数はどれくらい？



上のグラフは、令和元年度の最高気温と熱中症救急搬送件数を表したものです。熱中症は、最高気温が27°Cを超えところから発生する傾向が見受けられます。また、気温が急に高くなった時や、気温の高い日が続いた時、湿度が高い日にも注意が必要です。

特に幼い子どもは、体温調節機能が未発達であり、また高齢の方は温度に対する感覚が弱くなるため、周りの人が声かけをすることが大切です。

今年の夏はコロナ対策&熱中症対策を！

マスクの着用

▶着用で熱中症リスクが高くなることも

環境省、厚生労働省によると屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合には、マスクをはずすことが熱中症予防のポイントとされています。

また、マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩することも大切です。



エアコン使用時も換気を

▶定期的な換気を忘れずに

ウイルスは高温多湿の環境下では感染力が弱まる可能性が考えられており、温度調節された室内ではウイルスは衰えることなく感染力を持っていることが予想されます。

よって、熱中症予防としてエアコンを活用することはとても重要ですが、適宜、換気することも大切です。



コロナ関連 **新型コロナウイルス感染症の影響による
介護保険料の減免制度**

問 / 介護長寿課 (☎ 58-2233 FAX 58-2292)

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により介護保険料が減免となります。7月中旬に発送する納入通知書を確認の上、ご相談ください。

全額免除
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯の第1号被保険者

前年の主たる生計維持者の合計所得金額に応じ 一部減額
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の第1号被保険者 ※申請には収入を証明する書類が必要です。 【具体的な要件】 世帯の主たる生計維持者について、次の(ア)および(イ)に該当する世帯の第1号被保険者 (ア) 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである (イ) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

※この減免の「主たる生計維持者」とは、原則その世帯における収入額や生計の負担割合などを総合的に判断し、その世帯の生計を主に維持していると認められる方を指します。

コロナ関連 **水道の基本料金を
免除します**

問 / 上下水道課 (☎ 58-2260 FAX 58-2296)

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、市民および事業者の負担軽減を目的に、6月から9月支払分までの4か月間、水道の基本料金を免除します。

お支払いいただく水道料から差し引きますので、申し込み手続きは必要ありません。

一般家庭では4か月で1,320円の減額となります。



コロナ関連 **国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
保険税等の減免制度**

問 / 保険年金課 (☎ 58-2236 FAX 58-2293)

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免となります。7月中旬に発送する納税・納入額決定通知書を確認の上、ご相談ください。

全額免除
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯の方

前年の主たる生計維持者の合計所得金額に応じ 一部減額
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ※申請には収入を証明する書類が必要です。 【具体的な要件】 世帯の主たる生計維持者について、次の(ア)～(ウ)のすべてを満たしている世帯の方 (ア) 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである (イ) 前年の所得の合計額が1,000万円以下である (ウ) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

※この減免の「主たる生計維持者」とは、原則として世帯主です。

コロナ関連 **健診・がん検診（集団健診）
は完全予約制になります**

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235 FAX 58-6897)

8月から開始する集団健診会場（辰口福祉会館・寺井地区公民館・根上総合文化会館）での健診・がん検診は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため**完全予約制**とし、健診日ごとに定員を設け、混雑を避けて実施します。

予約制度の詳細、また医療機関健診については、7月中旬に送付予定の「能美市健診・がん検診のご案内」でご確認ください。

▶ **寺井地区の会場が変わります**

寺井地区の健診会場は「寺井地区公民館」に変わりますのでご注意ください。

コロナ関連 **新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
事業者の皆様への支援メニューが拡充されました**

問 / 商工課 (☎ 58-2254 FAX 58-2266)

石川県および能美市では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、事業者の方を対象に次のとおり支援を行っています。詳しい対象業種についてはお問い合わせください。

県	感染拡大防止対策支援金 （補助率 4/5 上限額 50 万円） 県内の中堅・中小企業・個人事業主を対象に感染拡大を防止するための取り組み※に対して補助します。 ※ビニールカーテンや間仕切り、空気清浄機の導入や客席の間隔を広げる店舗改装費などが対象	申請期限 9月30日(水)
市	感染拡大防止支援事業補助金 （補助率 10/10 上限額 10 万円） 石川県の感染拡大防止対策支援金（上記）に申請した方に対して事業者負担分(1/5 相当)を10万円まで補助します。	申請期限 9月30日(水)
市	サービス業等持続化支援給付金 （給付金 10 万円を支給） 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比※で30%以上50%未満減少している理美容、クリーニング店、療術業等を営む中小事業者および個人事業主に対し、事業全般に広く使える給付金10万円を支給します。 ※令和2年1月から6月までの期間のうちいずれかひと月	申請期限 7月31日(金)

コロナ関連 **新型コロナウイルス感染症に関して
人権相談を受け付けています**

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213 FAX 58-2293)

▶ **法務大臣からのメッセージ**

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube 法務省チャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

▶ **子どもの人権SOS eメール**

QRコードを読み込むとメールで相談ができます。



▶ **電話相談など**

受付時間は、平日8時30分～17時15分です。



▶ **インターネット人権相談**



NET 119 緊急通報システムの運用開始について

問 / 消防指令室 (☎ 58-6320 FAX 58-6496)

能美市消防本部では、NET 119 緊急通報システムを導入しました。

▶ NET 119 緊急通報システムとは

聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方が、スマートフォンなどからインターネット機能を利用して 119 番通報できるサービスで、通報と同時に端末の GPS (位置情報) を利用して、自宅や外出先でも通報者の位置情報を特定することができます。また、通報を受信後チャット機能を利用し状況をより詳細に取得できるようになります。

詳しくは、消防本部のホームページをご覧ください。
消防指令室にお問い合わせ下さい。

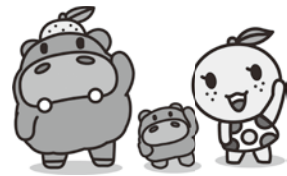
コロナ関連 貯筋教室再開のお知らせ

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235 FAX 58-6897)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止していた貯筋教室を、7月から再開します。

辰口会場の『ふつうコース』については、3密を避けるため会場を辰口福祉会館 CC 棟大研修室に変更します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▶ 問い合わせ 健康推進課 (☎ 58-2235 FAX 58-6897)
ふるさと振興公社 (☎ 52-8032 FAX 52-8012)



自宅でも参加できます！ 県民一斉防災訓練 (シェイクアウトいしかわ)

問 / 危機管理課 (☎ 58-2201 FAX 58-2290)

地震による人的被害の多くが、揺れによる家具等の倒壊や落下物による負傷と言われています。

「県民一斉防災訓練 (シェイクアウトいしかわ)」は、大地震が発生した際に、各自がどう行動したらよいかをあらかじめ考えたり、地震の揺れから自分の身を守るため、「しゃがむ、隠れる、じっとする」といった「安全行動」をとる訓練です。この訓練への参加を通じて、今一度「地震への備え」について考えてみましょう。

日時 7月8日(水) 11時 (約1分間)

自宅でも参加できます！

▶ 訓練の流れ

- ①石川県ホームページ(「シェイクアウトいしかわ」で検索)から参加登録してください。(無料)
- ②訓練当日は、県から送信される訓練開始の合図のメールなどに合わせて、「安全行動」を約1分間実施してください。
- ③町会・町内会や職場等でご参加の際は、感染症対策(密集等の回避)にご留意ください。

▶ 問い合わせ 石川県危機対策課

(☎ 076-225-1482 FAX 076-225-1484)

【携帯電話用ホームページ】<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/shakeout/indexk.html>



能美市版シェイクアウト訓練も実施します！

日時 7月12日(日) 9時

能美市版シェイクアウト訓練として、防災行政無線を使って訓練開始の合図をします。放送が聞こえたら、その場で「安全行動」をとってください。

(この訓練への参加も県民一斉訓練の対象となりますので、ぜひ参加登録をお願いします。)

コロナ関連 新型コロナウイルス感染症の影響により 市税等の納付が困難なときは

問 / 債権管理課 (☎ 58-2207 FAX 58-2292)

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の納付が困難な方は徴収の猶予等の特例がありますので、ご相談ください。

対象となる税・料金	主な要件	支援内容
市税 ・固定資産税・都市計画税 ・市県民税 ・軽自動車税(種別割) ・国民健康保険税 など	収入が前年の同じ月に比べおおむね 20%以上減少していること。 一時的に納付が困難であること。	令和3年1月31日までに納期限が到来する市税について納付を1年間猶予(担保不要・延滞金なし)
・水道料金 ・下水道使用料	上記の要件に該当する方または社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を受けている方	1年以内で支払を猶予(期間は個別に協議、分納も受付する)
固定資産税・都市計画税(中小企業等の事業用家屋・償却資産)	①売上減少 30%以上 50%未満 ②売上減少 50%以上 対象：中小企業等	令和3年度課税の1年分に限り ①課税標準を1/2に軽減 ②課税標準をゼロ 対象：事業用家屋・償却資産

国民年金保険料免除、納付猶予制度 国民年金の保険料の納付が困難なときは

問 / 小松年金事務所 (☎ 24-1791) または保険年金課 (☎ 58-2236 FAX 58-2293)

所得が少ないなど、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除、猶予される制度があります。

免除等の期間は、毎年7月から翌年の6月分までの1年間です。

保険料の免除や納付猶予を受けずに保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害年金や遺族年金が受けられない場合があります。

▶ 免除の所得基準

本人、配偶者、世帯主の前年の所得額がそれぞれ次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

・全額免除→(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
・4分の3免除→78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

・半額免除→118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

・4分の1免除→158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

コロナ関連 申請期限は8月17日(月) 特別定額給付金

問 / 特別定額給付金対策室 (☎ 58-2220 FAX 51-5322 tokukyu@city.nomi.lg.jp)

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として国民に一律10万円を給付する特別定額給付金の申請は、8月17日(月)までとなっています。申請がお済みでない方は、早めの申請をお願い致します。

▶ 申請書が届いていない方へ

5月14日に特別定額給付金の申請書を発送しましたが、あて所不明により、郵便局から返還された申請書があります。能美市役所で保管していますので、お心当たりのある方はお問い合わせください。

女性の再就職を応援します
スキルアップにチャレンジしませんか

問 / 地域振興課 (☎ 58-2212、FAX 58-2291)

男女共同参画推進事業の一つとして、下記の要件に該当する女性の方を対象に、資格等取得にかかった費用の一部を補助します。詳しくは、地域振興課までお問い合わせください。

▶ **対象者** ①～③の全てに該当する女性

- ①能美市に住所がある
- ②結婚、出産や子育て、または介護などで離職した
- ③資格等を取得後、市内の事業所に再就職した
(初めて就職される方は対象ではありません)

▶ **補助内容**

- 資格または免許を取得する際にかかった費用の半額補助(上限は10万円)
- ①研修費の受講料(教材費を含む)
- ②受験料
- ③資格等の登録にかかる経費

女性を応援!



ひぼ・ゆずの でえこっさ

火災や爆発事故の原因になります!

スプレー缶などの捨て方

問い合わせ 生活環境課 (☎ 58-2217 FAX 58-2292)

スプレー缶やカセットボンベは中身が残っていると、ごみ収集車で火災や爆発事故が起きる危険があります。

▶ **スプレー缶・カセットボンベの捨て方の手順**

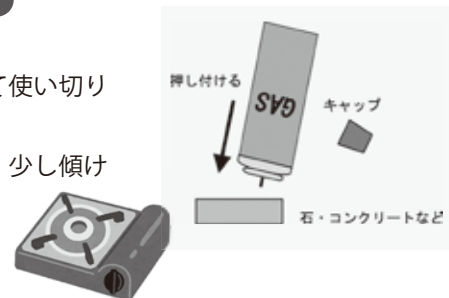
①中身を使い切る

②穴をあける

③不燃ごみへ

ケガに注意!

- ・必ず火気のない風通しのよい十分に広い屋外で行ってください。
- ・スプレー式の塗料や泡状の整髪料などは、古布などに吹き付けて使い切りましょう。吹き付けた物は可燃ごみへ。
- ・カセットボンベは、赤いキャップを外してボンベを逆さまにし、少し傾けてコンクリートなどの硬い物に押し付けてガスを抜きます。
- ・カセットコンロ(卓上コンロ)本体は電池を抜いてリサイクルセンターの「金物」へ



▶ **ライターの捨て方の手順**

1. 周囲に火気のないことを確認する。
2. 操作レバーを押し下げる。火が着いた場合はすぐに吹き消す。
3. 輪ゴムやガムテープなどで、押し下げたままレバーを固定する。
4. 「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出している。
(聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向いっぱい動かす)
5. この状態のまま火気のない風通しのよい屋外に半日から1日置く。
6. 確認のため着火操作をする。火が着かなければガス抜き完了。



安全にごみ収集ができるように皆さまのご協力をお願いします。

マイナンバーカードを作りましょう!
マイナンバーカードの出張・臨時申請受付を行います

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213 FAX 58-2293)

マイナンバーカードの出張申請受付・臨時申請受付を次のとおり行います。受付後、1か月半程度でマイナンバーカードは「本人限定受取」の郵便で送付します。当日、写真撮影も可能です。この機会にぜひマイナンバーカードを作りましょう!

日程や会場について

① **マイナンバーカードの出張申請受付**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期となっていましたマイナンバーカードの出張申請受付を行います。

- ▶ **日時** 7月5日(日) 9時～12時
- ▶ **場所** 辰口福祉会館

② - 夏休み特別企画 -

マイナンバーカードの臨時申請受付

市民窓口課でマイナンバーカードの臨時申請受付を行います。

- ▶ **日時** 7月27日(月)～8月28日(金)
9時～16時※平日のみ
- ▶ **場所** 市役所本庁舎 市民窓口課

申請できる方

- ・能美市に住民登録がある方
- ・本人が会場に来ることができる方
- ※15歳未満の方等は、本人と法定代理人と一緒に来ることができる場合のみとなります。

当日お持ちいただくもの

① **通知カード※返納のため**

② **本人確認ができる書類(原本)**

以下のAから2点またはA・Bから1点ずつ

A	運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、特別永住者証明書、在留カードなど
B	健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、各種年金証書、社員証、学生証、学校名が記載された書類等で、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されているもの

※Bから2点でも受付できますが、その場合、通知カードの返納または個人番号通知書の提示が必須です。
※15歳未満の方等に同行する法定代理人も本人確認書類が必要です。代理権の確認書類(戸籍謄本等。ただし、同一世帯の親権者等は不要)もご用意ください。

③ **顔写真**

縦4.5cm×横3.5cm 1枚、最近6か月以内に撮影、無帽、正面、無背景のもの(裏面に氏名と生年月日をご記入ください) ☆当日会場で写真撮影もできます

④ **住民基本台帳カード(お持ちの方)※返納のため**

コンビニ交付サービスの一時停止のお知らせ

日時 7月23日(木・祝)～26日(日)(終日停止)

上記の期間は、コンビニ交付サービスをご利用できませんのでご注意ください。

今月の口座振替

振替日 7月31日(金)

固定資産税・都市計画税(第2期)、国民健康保険税(第4期)、後期高齢者医療保険料(第4期)、介護保険料(第4期)、上下水道料(5月使用分)
※上下水道料は、残高不足などで振替できなかった場合、翌月の15日(振替日が休日の場合は翌営業日)に再振替を行います。

マイナンバーカード受け取り・電子証明書更新の休日窓口

日時 7月12日(日) 9時～16時

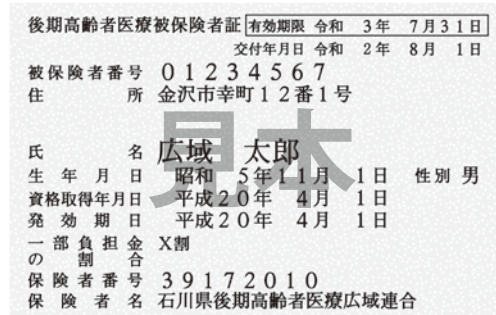
場所 市役所本庁舎 市民窓口課

※受け取り・更新は事前にご予約された方のみ可能です。
※交付場所が寺井・根上窓口センターになっている方で、休日窓口(市民窓口課)での受け取りを希望される方は、4日前までに市民窓口課へご連絡ください。
※システムメンテナンスに伴い、26日に予定しておりました休日窓口は中止します。ご了承ください。

後 後期高齢者医療被保険者証が8月から「青色」になります

後期高齢者医療制度では、毎年8月1日に新しい被保険者証に切り替わります。現在、皆さんが使用しているオレンジ色の被保険者証は7月31日で期限切れになります。

青色の新しい被保険者証は、7月中旬から簡易書留でお届けします。古い被保険者証は、8月以降に、保険年金課もしくは寺井・根上窓口センターへお届けいただくか、ご自分で破棄してください。



後 【後期高齢者医療保険】 令和2年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料の計算の基となる所得割率と均等割額は2年ごとに改定されます。所得割率と均等割額は現行のとおりに据え置かれ、令和元年度と同じ率・額となります。年間保険料の上限額である賦課限度額については、引き上げとなります。

令和2年度	
所得割率	9.33%
均等割額	47,520 円
賦課限度額	640,000 円

後 【後期高齢者医療保険】 所得の少ない世帯に対する均等割額軽減が見直されます

所得の少ない世帯の方は保険料の「均等割額」が軽減されます。これまで特例により8割軽減（または8.5割軽減）となっていた方は、軽減割合が見直されます。また、5割軽減および2割軽減の基準が拡大されます。

新しい軽減基準等は以下の表のとおりです。

所得合計	軽減	均等割年額
33万円を超えない世帯	7.75割	10,692 円
33万円を超えない世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（他に所得なし）	7割	14,256 円
33万円＋28.5万円×被保険者数を超えない世帯	5割	23,760 円
33万円＋52万円×被保険者数を超えない世帯	2割	38,016 円

◆所得合計は、世帯の被保険者全員と世帯主の所得から計算されます。所得の申告がないと軽減を受けられません。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者だった方は、均等割額が加入時から2年間、5割軽減されます。また、所得割額は課されません。



国民健康保険・後期高齢者医療保険について

問 / 保険年金課 (☎ 58-2236 FAX 58-2293)

国 後 保険税・保険料の納税・納入額決定通知書をお届けします

7月中旬に納税・納入額決定通知書を発送します。この通知書には令和元年中の所得などを基に算定された令和2年4月から令和3年3月までの年間の保険税・保険料額が記載されていますので、ご確認ください。

また、国民健康保険税については、各世帯の世帯主様宛てに届きますので、ご注意ください。

▶ 保険税・保険料の納付方法

- ①特別徴収……年金からの天引きとなります。
- ②普通徴収
 - ③口座振替納付…指定された口座からの引き落としになります。
 - ④直接納付……お届けした納付書により金融機関などの窓口での納付となります。

「③口座振替納付」に切り替える場合は、通帳印を持参のうえ、金融機関で直接お申込みください。

国 令和2年度国民健康保険税率が変わります

▶ 税率・額

令和2年度		改定前	改定後
医療給付費分	所得割率	7.2%	7.2%
	資産割率	7.3%	—
	均等割額	27,300 円	27,300 円
	平等割額	25,300 円	25,300 円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.35%	2.35%
	均等割額	9,500 円	9,500 円
	平等割額	6,100 円	6,100 円
介護納付金分 (40～64歳の方のみ)	所得割率	1.9%	1.9%
	均等割額	11,500 円	11,500 円
	平等割額	5,100 円	5,100 円

資産割率が廃止されます。そのほかは、現行のとおりに据え置かれます。

所得の少ない世帯に対する軽減基準が拡大されます。

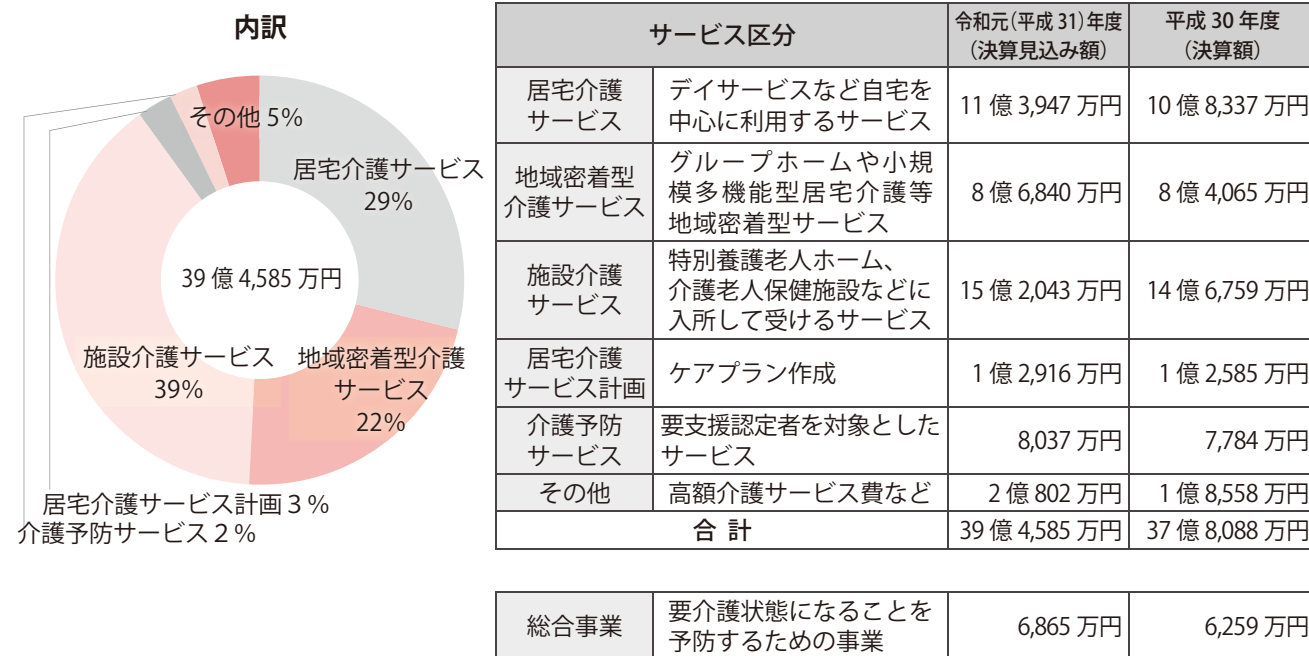
▶ 軽減基準

軽減割合	令和元年度（平成31年度）軽減基準	令和2年度 軽減基準
7割	総所得金額等が33万円以下	総所得金額等が33万円以下
5割	総所得金額等が（33万円＋28万円×被保険者数）以下	総所得金額等が（33万円＋28.5万円×被保険者数）以下
2割	総所得金額等が（33万円＋51万円×被保険者数）以下	総所得金額等が（33万円＋52万円×被保険者数）以下

※総所得金額等は、世帯の被保険者全員と世帯主の所得から計算されます。所得の申告がないと軽減が受けられません。

年間保険税の上限額である課税限度額は医療給付費分と介護納付金分で引き上げとなり、医療給付費分が630,000円、後期高齢者支援金分が190,000円、介護納付金分（40～64歳の方のみ）が170,000円となります。

令和元（平成31）年度の介護給付費などの状況



介護サービスを受けるには・・・

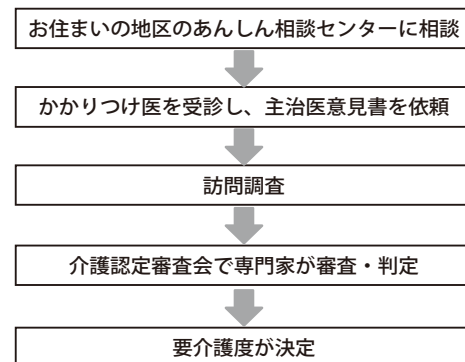
介護保険サービスを利用するときには「要介護認定」を受ける必要があります。

申請をすると、訪問調査の後に審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

初めて要介護認定を受ける際の窓口は各地区の『あんしん相談センター』です。申請の他にも、介護に関する悩みや心配ごとがある方はご相談ください。

認定の結果によって利用できるサービスが異なります。詳しくは各地区のあんしん相談センター、担当ケアマネジャーまたは介護長寿課までお問い合わせください。

★要介護認定の流れ



高齢者および介護に関する状況（令和2年4月1日現在）

- ・高齢者（65歳以上）人口：12,840人（高齢化率25.7%）※75歳以上：6,518人
- ・一人暮らし高齢者世帯：2,323世帯
- ・要介護（支援）認定者数：2,139人

内訳

- 要支援者：要支援1（216人）、要支援2（213人）
- 要介護者：要介護1（467人）、要介護2（448人）、要介護3（286人）、要介護4（262人）、要介護5（247人）

▶「要支援者」とは家事や身支度などの日常生活に支援を必要とする状態の人、「要介護者」とは寝たきりや認知症などで介護を必要とする状態の人です。



介護保険制度について

問 / 介護長寿課（☎ 58-2233 FAX 58-2292）

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みです

介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できる制度です。皆さんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



納入通知書をお届けします（65歳以上の方）

7月中旬に納入通知書（介護保険料決定通知書）を送付します。

納付は年金から天引きとなる特別徴収と、納付書で納める普通徴収があります。普通徴収については、口座振替が大変便利です。市内の金融機関に口座振替依頼書を備えてありますので、直接お申し込みください。普通徴収から特別徴収に納付方法が変更となる場合には、口座振替が自動で停止しますので、重複することはありません。

低所得者保険料が変わります

従来から行っていた低所得者保険料（第1段階から第3段階）の減額を拡大しました。

減額については右記のとおりです

（下図「平成30年度～令和2年度の介護保険料のイメージ図」参照）

年額保険料

第1段階 29,700円→23,760円
 第2段階 45,540円→39,600円
 第3段階 57,420円→55,440円



平成30年度～令和2年度の介護保険料のイメージ図

市民税非課税世帯（保険料所得段階第1～3段階）の方の介護保険料の負担が軽くなります

公費による軽減分

棒グラフの中の数字は、保険料基準額に対する調整率

